



## 第1章 事業の内容に関する事項

### 1 案件名称

令和5年度 西区民間事業者を活用した課外学習授業（西区夏期講習会）

### 2 事業の目的と概要

本事業は、西区内の中学生を対象に、基礎学力の定着、学習習慣の形成及び習熟度に応じた学力向上を図るため、公共施設を活用して夏休みの期間に課外学習会（以下「夏期講習会」という。）を実施する事業です。

上記の目的を達成するため、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集します。

### 3 基本条件・事業の実施方針

本事業の目的から、各受講者の習熟度等に合わせた指導とし、各受講者に柔軟に対応できる実施内容としてください。

事業者は、本市が実施場所等無償で提供することにより、開設および運営経費を抑えることができるため、そのコストダウン分を必ず受講生に還元できるよう、受講料は夏期講習会の前期・後期それぞれ10,000円（税込。教材費含む。）の範囲内で可能な限りの内容を構築し、実施してください。

なお、実施に当たっては、「大阪市塾代助成事業」で交付されている塾代助成カードを利用可能としてください。

### 4 事業内容

別添の「学習指導にかかる方針」のとおりとします。

### 5 事業実施条件等に関する事項について

#### (1) 本市から提供する備品・設備等

ア 事業を遂行するにあたり必要と認められる本市備品（ホワイトボード、机、椅子等）を使用できます。（使用可能な備品の状況は11・12ページ参照）

イ 事業実施場所における設備について

- ・机、いす等を移動させて使用する場合は、退出時に原状復帰してください。
- ・教材・備品等を保管するための設備はありません。
- ・コピー機等を利用することはできません。
- ・実施場所における指定された箇所の開錠・施錠及び設備の管理は、施設管理者の指示に従い、事業者の責任において実施してください。

(2) 経費の負担

ア 事業実施にかかる人件費、消耗品費、教材費、光熱費（ハウスビルシステム西区民センターの利用にかかる経費を除く）、通信費、交通費、保険料等のすべての経費は事業者の負担とし、本市は一切の費用を負担しません。

なお、受講時における受講者の事故について対応できる保険については、必ず加入してください。

イ 西中学校の利用にかかる光熱費については、本市が別途発行する納入通知書により、納入期限日までに納入しなければなりません。

(3) 受講料の徴収について

受講生から各事業者受講料の徴収規定に基づき徴収してください。

大阪市塾代助成事業の塾代助成カードで支払いを受ける場合は大阪市塾代助成事業の制度に基づき徴収してください。

(4) 事業実施上の注意事項

ア 実施場所の利用に当たっては、最善の注意をもって維持しなければなりません。

イ 事業者は、実施場所を指定する用途以外に供してはなりません。

ウ 事業者は、実施場所について原状回復ができない変更をしてはなりません。

エ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に向けた取組みを行うこと。

(5) 事業実施の取消し又は変更

次の各号のいずれかに該当するときは、事業実施の取消し又は変更をすることがあります。

ア 本市において実施場所を公用又は公共用のために必要とするとき。

イ 事業者が事業実施条件の各条項に違反したとき。

ウ 応募資格の詐称等その他不正な手段によってこの事業実施に至ったとき。

エ その他管理運営上において、本市が必要と認めたとき。

(6) 原状回復

ア 事業実施を取り消したとき、協定の解消に至ったとき、又は事業実施期間の満了時、事業者は、本市の指定する期日までに事業実施場所及び本市備品・設備等（以下「事業実施物件」という。）を原状回復しなければなりません。

イ 事業者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、本市がこれを行って、その費用を事業者の負担とすることができます。この場合、事業者は何等の異議を申し立てることができません。

(7) 損害賠償

ア 事業者は、その責に帰する理由により事業実施物件の全部又は一部を滅失もしくは毀損したときは、当該滅失または毀損による事業実施物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、事業実施物件を原状回復した場合はこの限りではありません。

イ 前項に定める場合のほか、事業者は、締結した協定等により定めた義務を履行しないために損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。

(8) 損害賠償請求権の放棄

公共又は公共用に供する必要が生じ、実施を取り消した場合においては、事業者は当該取消しによって生じた損失の補償を本市に請求しないものとします。

(9) 実地確認等

本市は、随時に実地確認を行い、事業内容について報告を求めることがあります。

(10) 事業の広報

事業広報に関し、本市は西区ホームページ等への掲載、チラシの配付を行います。

受講者募集にあたり、チラシの作成・印刷は事業者に行っていただきます。チラシのデザインや納品先、日程等については、事前に本市と協議の上、作成してください。

(11) 法令の遵守

事業実施に当たっては、大阪市個人情報保護条例のほか、関係法令及び関係規程を遵守してください。

(12) その他の注意事項

ア 協定締結後、当該事業の実施期間中に事業者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、事業実施の取消しを行うことがあります。

イ 原則として提案いただいた事業を実施していただきますが、本市との協議により内容を変更する場合があります。

ウ 本事業は令和5年度事業であり、令和5年度予算の成立により執行が可能となるため、本事業予算が成立しない場合、提案を公募したことに留まり、事業実施に至らない可能性があります。

## 第2章 選定に当たっての手続き等に関する事項

### 1 応募資格等

次の各号に掲げる条件のすべてを満たしていることとします。

- (1) 企画提案書の提出時において、「大阪市塾代助成事業」の参画事業者（令和5年3月15日までに参画事業者の登録を申請し、登録受理され、令和5年5月利用分から塾代助成カードを取り扱える見込である事業者を含む）として、「教室・事業所の情報」が次に掲げる二つの条件により登録されていること。  
　　<「教室・事業所の情報」の登録条件>  
　　・「サービス提供の種類」が「教室型」または「訪問型」であること。  
　　・「提供する学校外教育サービス」が「学習」であること。
- (2) 納税義務者にあつては、直近1か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (3) 民間法人・任意団体等（法人格は問わない）であつて、国・地方公共団体ではないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 公募型プロポーザル参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (7) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

### 2 スケジュール（予定）

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| (1) 公募開始             | 令和5年1月4日（水）        |
| (2) 質問受付締切           | 令和5年1月17日（火）       |
| (3) 質問回答（ホームページにて公開） | 令和5年1月23日（月）       |
| (4) 企画提案書提出期限        | 令和5年2月10日（金）       |
| (5) 参加資格決定通知         | 令和5年2月17日（金）       |
| (6) プレゼンテーション審査      | 令和5年3月10日（金）       |
| (7) 選定結果通知           | プレゼンテーション審査後速やかに通知 |
| (8) 協定締結日            | 令和5年4月中旬予定         |
| (9) 事業完了             | 令和5年8月31日（木）       |

### 3 応募手続き等に関する事項

受付は、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日には行いません。  
なお、申請書類等については、西区ホームページからダウンロードしてください。

#### (1) 企画提案書について

##### ア 受付期間

令和5年1月4日（水）～令和5年2月10日（金）  
午前9時～正午及び午後1時～午後5時30分

##### イ 提出方法

申請書類の提出方法については、持参または送付とします。送付の場合は必着とし、「第4章 3 提出先、問合せ先」の担当に相違なく送付してください。

##### ウ 企画提案書の内容

別添の「学習指導にかかる方針」を踏まえたものとし、必須記載項目は次のとおりとします。

なお、提出できる案は1案のみとします。

- ① 事業目的・内容（使用教材・講師配置体制・開講時間帯等含む）について  
使用教材については、見本（写し可）を添付してください。
- ② 事業実施体制について
  - ・事業実施体制
  - ・人材の確保と資質向上のための取組み
  - ・事業の全体スケジュール、受講者募集方法
- ③ 効果検証について
- ④ 危機管理体制について  
災害、事故等の緊急事態を想定した危機管理体制及び個人情報保護について記載してください。
- ⑤ 過去2年間の類似事業、実績  
具体的に他で実施している実施体制、対象者、時間数、回数、学習内容、受講料等を記載し、当該事業における受講者の負担軽減の状況が分かるよう、本事業と比較できるようにしてください。
- ⑥ 本事業における経費内訳書（積算根拠の分かるもの）

##### エ 提出書類

- ① 参加申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 法人又は団体の概要（様式第3号）

- ④ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの、写し可）  
※任意団体の場合、団体の規約、団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し
- ⑤ 直近1か年の消費税及び地方消費税の納税証明書  
直近1か年の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書  
（それぞれ発行日から3か月以内のもの、写し可）  
※非課税の場合はその旨を記載した理由書
- ⑥ 企画提案書（様式第5号・A4版）  
指定の様式に記載の項目を全て充足している場合は、別様式での提出も可とします。
- ⑦ 大阪市塾代助成事業参画事業者登録通知書（写し）【大阪市塾代助成事業参画事業者として登録済みの場合】

※令和4・5・6年度大阪市入札参加資格有資格者名簿に登録されている者は、④・⑤を省略できるものとします。

#### オ 提出部数

①～⑤及び⑦については各1部

⑥については6部（正本1部、副本5部。副本は複写可）

※企画提案者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないでください。

副本5部の作成に当たっては、事業者名表示及び事業者が推定できる部分があれば黒塗りする等、一切読取りができないように作成してください。

カ 提出場所 西区役所総務課（教育担当）5階52番窓口

#### (2) 質問の受付・回答

##### ア 提出方法

別紙「質問票（様式第4号）」によりEメールにて提出してください。

（メールアドレスは、「第4章 3 提出先、問合せ先」に記載）

##### イ 提出期限

令和5年1月17日（火）

##### ウ 回答

令和5年1月23日（月）に西区ホームページに掲載します。

（なお、質問票の提出がない場合は掲載しません。）

## 第3章 選定について

### 1 審査・選定

応募者が複数あった場合、次の（１）から（３）に示す基準や方法により審査を行い、選定します。応募者が１者であった場合は、プレゼンテーション審査を省略し、応募資格、これまでの類似事業及び企画提案内容を確認し、事業遂行能力が見込まれると本市が判断した場合、選定します。

#### （１）選定基準

次に示す視点に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行い選定します。

##### ア 目的適合性【50 点】

基礎学力の向上に資する提案となっている【25 点】

学習習慣の形成に資する提案となっている【25 点】

##### イ 企画提案【30 点】

提案者の創意工夫が見られ、専門的・独創的な企画となっている【10 点】

スケジュールが具体的かつ現実的なものである【10 点】

収支計画が妥当で、施設利用料が不要な分、受講生に還元されている【10 点】

##### ウ 組織【20 点】

実施体制が具体的かつ現実的である【10 点】

類似実績があり確実に遂行できる運営基盤がある【10 点】

#### （２）審査・選定方法

提出書類に基づき資格審査を実施し、参加資格があると認めた者に対し、書類審査、プレゼンテーション審査を実施します。

学識経験者等で構成する「西区民間事業者を活用した課外学習事業（西区夏期講習会）協定締結事業者選定会議」にて、上記（１）の選定基準に基づき、書面による事前審査及びプレゼンテーション審査の結果を加味して、最も優れていると評価された企画提案者を選定します。

なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けません。

#### （３）プレゼンテーション審査

##### ア 実施日時

令和5年3月10日（金）午後（予定）

時間等の詳細は、企画提案書提出者あて別途Eメールにて通知します。

##### イ 実施場所

大阪市西区新町4丁目5番14号 西区役所 5階会議室

ウ 出席人数

1 団体につき、3 名までとします。

エ 内容・方法等

「第2章 3 応募手続き等に関する事項（1）ウ」の企画提案書を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めません。

また、プロジェクター等での資料投影は不可とします。

1 団体あたり 30 分程度（うち説明約 10 分以内、質疑応答含む。）とします。

プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外します。

（4）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

（5）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、決定後速やかに、全ての参加者に通知し、西区ホームページに掲載します。

## 第4章 その他の事項について

### 1 提案に対する費用、条件等

- (1) 企画提案書等の作成に要する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- (3) すべての提出書類は返却しません。
- (4) 提出された企画提案書等は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用いたしません。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 期限後の提出、差替え等は認めません。
- (6) 本公募型プロポーザルは協定予定者の選定を目的に実施するものであり、協定締結後の事業実施においては、本市と協議のうえで細則等の策定を行うので、必ずしも提案内容どおり実施するものではありません。
- (7) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効となります。

### 2 協定に関する事項

事業予定者と協定を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に協定締結に向けた交渉を行うことができます。

### 3 提出先、問合せ先

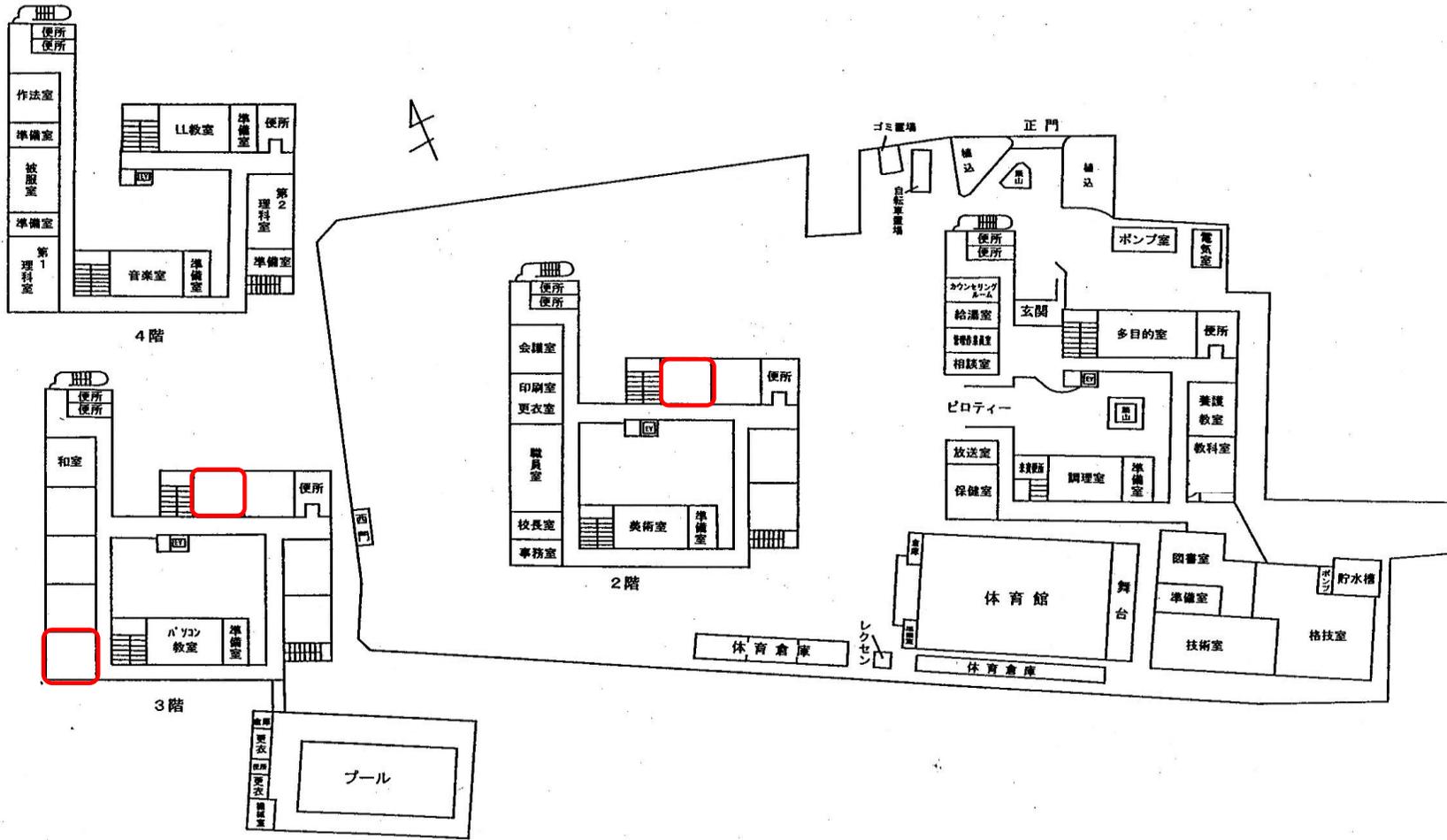
〒550-8501 大阪市西区新町4丁目5番14号

大阪市西区役所総務課（教育担当） 担当：高岡・大木

電話：06-6532-9743 ファックス：06-6538-7316

Eメール：[tf0001@city.osaka.lg.jp](mailto:tf0001@city.osaka.lg.jp)

【事業実施場所図面 大阪市立西中学校】



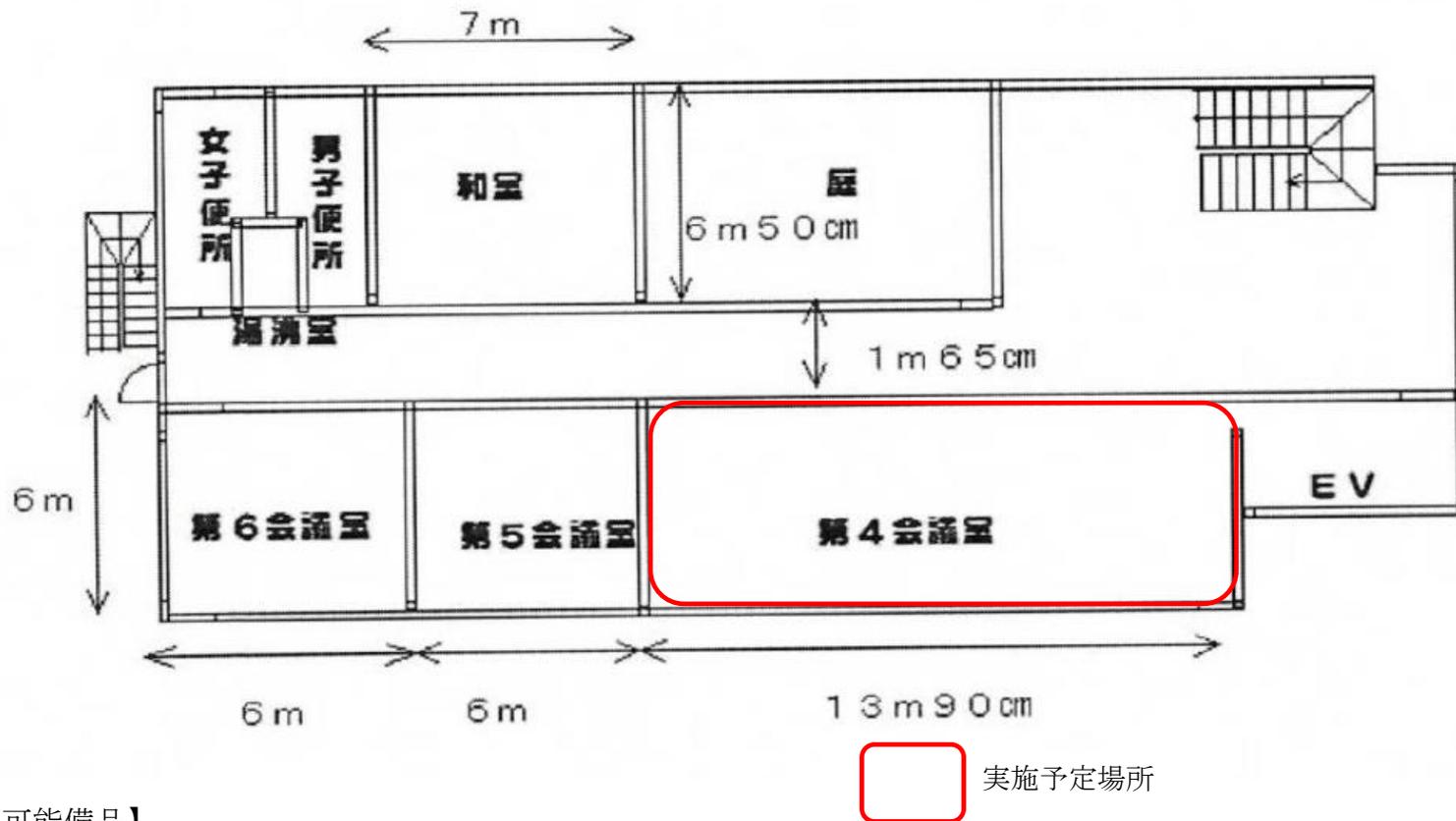
【使用可能備品（1教室あたり）】

備品	規格	数量
机	縦45cm×横65cm×高さ 76cm	40
椅子		40
黒板	縦121cm×横360cm	1



実施予定場所（各学年の教室です。使用教室は変更になる場合があります）

【事業実施場所図面 ハウスビルシステム西区民センター3階】



【使用可能備品】

長机 20・椅子 60・ホワイトボード